

ご利用者様

ご家族様

平成27年4月1日
デイサービス若芝
センター長 渡部浩考

介護保険法の改正に伴うご確認事項について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より『デイサービス若芝』の運営にあたり、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年4月1日からの介護保険法の改定にあわせて、サービス利用時の単位数の改定や各種加算の新設や変更が行われます。下記のとおり弊事業所の運営におきましても、一部変更が生じることとなります。

ご面倒おかけしますが、ご確認・ご理解の程よろしく願いいたします。厚生労働省及び静岡県からの改正内容の詳細な解釈や手続きについての説明が滞っているため、ご案内が遅くなってしまいました。重ねてお詫び申し上げます。

敬具

記

■変更内容（重要事項説明書）

<一部変更 ※詳細は別紙参照>

項目	変更前	変更後
3-(1) 介護保険給付 対象サービス	《料金表》の単位数 7時間以上9時間未満 他	《料金表》の単位数 7時間以上9時間未満 他 →新たな単位数に変更
《料金表》 《加算》	※1回のご利用料金が概ね800円～1300円の値下げとなります。 (利用者様のご負担分は1回あたり80円～130円の負担減となります。)	
	介護職員処遇改善加算 上記ご利用料金に1.9/100を乗じた金額 ※ご利用内容に応じて80円～500円/月	介護職員処遇改善加算 上記ご利用料金に4/100を乗じた金額 ※ご利用内容に応じて120円～800円/月

<H27年4月から新規の加算 ※詳細は別紙参照>

項目	内容
3-(1) 介護保険給付 対象サービス 《加算》	認知症加算…認知症の日常生活自立度基準がⅢ以上の方が対象です。 (認知症ケアに関する専門研修を受講した職員の配置、及び介護職員の手厚い配置により、認知症ケアを計画的に実施する加算です。) 60円(1回のご利用につき)
	サービス提供体制強化加算…国家資格である介護福祉士を一定以上配置することでサービスの質を高めるという体制整備の加算です。 概ね18円(1回のご利用につき)

大変おそれいりますが、別紙にて説明書をご用意いたしました。ご確認の上、署名/捺印後、ご利用時にご持参くださいますようお願い申し上げます。(一部はご利用者様の控えとなります。)

以上

デイサービス若芝 【渡部美保子】TEL:055-983-0808

指定通所介護重要事項説明書(変更事項説明書)

3 サービス内容及び費用

(1)介護保険給付対象サービス

《料金表》

三島市は地域区分が「7級地」です。単位数に 1.014 円を乗じた金額が料金となっています。

下記料金は、1回あたりの目安を表示したものです。1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。 ※地域区分の名称が 7 級地に変更となります。

○ 7 時間以上 9 時間未満

要介護1 735 単位 (745 円)	要介護2 868 単位 (880 円)	要介護3 1,006 単位 (1,020 円)	要介護4 1,144 単位 (1,160 円)	要介護5 1,281 単位 (1,298 円)
---------------------------	---------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

当事業所はお客様の居宅サービス計画に基づき、原則として上記の 7 時間以上 9 時間未満でサービス提供いたします。やむをえない事情等により時間減でサービス提供する場合は下記の料金になります。

○ 5 時間以上 7 時間未満

要介護1 641 単位 (649 円)	要介護2 757 単位 (767 円)	要介護3 874 単位 (886 円)	要介護4 990 単位 (1,003 円)	要介護5 1,107 単位 (1,122 円)
---------------------------	---------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------

○ 3 時間以上 5 時間未満

要介護1 426 単位 (431 円)	要介護2 488 単位 (494 円)	要介護3 552 単位 (559 円)	要介護4 614 単位 (622 円)	要介護5 678 単位 (687 円)
---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------

※ 変更点: 単位数が 80~120 単位の減額となりました。80 円~130 円の負担減となります。

○ 加算(既存の加算)

種類	利用料
入浴介助加算	50 単位(50 円(一回につき))
介護職員処遇改善加算 (介護職員の雇用体制に関する体制加算です。)	上記ご利用料金に 4/100 を乗じた金額 ※ご利用内容に応じて 120 円~800 円/月 ※料率が 4%に変更となります。

○ 加算(新規の加算)

種類	利用料
認知症加算 認知症の日常生活自立度基準がⅢ以上の方が対象です。 (認知症ケアに関する専門研修を受講した職員の配置、及び介護職員の手厚い配置により、認知症ケアを計画的に実施する加算です。)	60 単位 概ね 1 回のご利用につき 60 円

サービス提供体制強化加算 (国家資格である介護福祉士を一定以上配置することでサービスの質を高めるという体制整備の加算です。)	18 単位 概ね 1 回のご利用 につき 18 円
---	---------------------------------

※変更点:新たに上記加算の計上が始まります。

ご利用者様
ご家族様

平成27年4月1日
デイサービス若芝
センター長 渡部浩考

介護保険法の改正に伴うご確認事項について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より『デイサービス若芝』の運営にあたり、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年4月1日からの介護保険法の改定にあわせて、サービス利用時の単位数の改定や各種加算の新設や変更が行われます。下記のとおり弊事業所の運営におきましても、一部変更が生じることとなります。

ご面倒おかけしますが、ご確認・ご理解の程よろしくお願いいたします。厚生労働省及び静岡県からの改正内容の詳細な解釈についての説明が滞っているため、ご案内が遅くなってしまいました。重ねてお詫び申し上げます。

敬具

記

■変更内容（重要事項説明書）

<一部変更 ※詳細は別紙参照>

項目	変更前	変更後
3-(1) 介護保険給付 対象サービス 《料金表》	《料金表》の単位数 要支援1：2,115単位(2,144円) 要支援2：4,236単位(4,295円)	《料金表》の単位数 要支援1：1,647単位(1,670円) 要支援2：3,377単位(3,424円) →新たな単位数に変更
	※1ヶ月のご利用料金が概ね4,700円～9,000円の値下げとなります。 (利用者様のご負担分は470円～900円の負担減となります。)	
同上 《加算》	介護職員処遇改善加算 上記ご利用料金に1.9/100を乗じた金額 ※ご利用内容に応じて40円～80円/月	介護職員処遇改善加算 上記ご利用料金に4/100を乗じた金額 ※ご利用内容に応じて70円～140円/月

<H27年4月から新規の加算 ※詳細は別紙参照>

項目	内容
3-(1) 介護保険給付対象サービス 《加算》	サービス提供体制強化加算…国家資格である介護福祉士を一定以上配置することでサービスの質を高めるという体制整備の加算です。概ね18円(1回のご利用につき)

大変おそれいりますが、別紙にて説明書をご用意いたしました。ご確認の上、署名/捺印後、ご利用時にご持参くださいますようお願い申し上げます。(一部はご利用者様の控えとなります。)

以上

デイサービス若芝

〒411-0812 静岡県三島市藤代町11番地の10

担当：渡部美保子 TEL：055-983-0808

指定介護予防通所介護重要事項説明書(変更事項説明書)

3 サービス内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

《料金表》(1月あたり、定額制)

三島市は地域区分が「7級地」です。単位数に 1.014 円を乗じた金額が料金となっています。

※地域区分の名称が 7 級地に変更となります。

変更前(平成 27 年 3 月 31 日まで)

要支援1 : 2,115単位 (2,144円)	要支援2 : 4,236単位 (4,295円)
----------------------------	----------------------------

変更後(平成 27 年 4 月 1 日から)

要支援1 : 1,647単位 (1,670円)	要支援2 : 3,377単位 (3,424円)
----------------------------	----------------------------

○ 加算(既存の加算)

変更前(平成 27 年 3 月 31 日まで)

種類	利用料
介護職員処遇改善加算 (介護職員の雇用体制に関する体制加算です。)	上記ご利用料金に 1.9/100 を乗じた金額 ※ご利用内容に応じて 40 円~80 円/月

変更後(平成 27 年 4 月 1 日から)

種類	利用料
介護職員処遇改善加算 (介護職員の雇用体制に関する体制加算です。)	上記ご利用料金に 4/100 を乗じた金額 ※ご利用内容に応じて 70 円~140 円/月

※料率が 4%に変更となります。

○ 加算(新規の加算)

種類	利用料
サービス提供体制強化加算 (国家資格である介護福祉士を一定以上配置することでサービスの質を高めるという体制整備の加算です。)	18 単位 概ね 1 回のご利用につき 18 円

※変更点:新たに上記加算の計上が始まります。